

令和 7 年度芸術鑑賞補助事業実施要項

1. 目 的

指定する公演等の鑑賞にかかる入場料の一部を助成することで組合員及びその被扶養者の福祉の向上を図る。

2. 実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

3. 対象公演等

別添「芸術鑑賞補助対象事業一覧」に掲載する公演等（以下「対象公演等」という。）とする。

4. 鑑賞対象者

公立学校共済組合高知支部（以下「共済支部」という。）の組合員（任意継続組合員を除く。）及びその被扶養者（以下「鑑賞対象者」という。）とする。

※ 鑑賞する日において組合員資格を喪失している者及び扶養認定を取消されている者については、鑑賞対象者から除く。

5. 補助金額

鑑賞対象者が対象公演等で鑑賞した場合に、別添「芸術鑑賞補助対象事業一覧」に掲載する対象公演等及び鑑賞対象者の区分ごとの補助額とする。

6. 利用方法

入場券等取扱所で、別紙様式「公立学校共済組合高知支部芸術鑑賞利用補助券」を提出することで、入場料から補助金額を差し引く。

入場料から差し引かれた補助金額については、対象公演等を主催した施設等からの請求に基づき共済支部が負担する。